

## 料飲店用期限付酒類小売業免許 申請書の書き方

※浅草税務署で担当の方に直接指導を受けながら記入し、提出まで完了した書き方です。

※法人の場合はこの通りに記入すれば受け取ってもらえると思います。

(担当者もまだ慣れていないそうで万が一不備があれば連絡が来ます。その時はその都度更新します。)

※個人の方は一部違うところがありますが、参考にしてください。

まずはこちらから用紙をダウンロードしてください。

<https://www.nta.go.jp/taxes/tetsuzuki/shinsei/annai/sake/annai/23600071.htm>

必要な書類はこちらです。

[添付書類・部数]

### 4 [期限付免許の申請 \(PDF ファイル/236KB\)](#)

[申請書様式・記載要領]

- ▶ [酒類販売業免許申請書\(PDF ファイル/220KB\)](#)
- ▶ [販売業免許申請書次葉 1\(PDF ファイル/103KB\)](#)
- ▶ [販売業免許申請書次葉 2\(PDF ファイル/84KB\)](#)
- ▶ [販売業免許申請書次葉 3\(PDF ファイル/127KB\)](#)
- ▶ [販売業免許申請書次葉 6\(PDF ファイル/234KB\)](#)
- ▶ [酒類販売業免許の免許要件誓約書 \(PDF ファイル/411KB\)](#)

以上、合計 14 枚 (説明のみの用紙も含む)

印刷したら次ページ以降の**赤文字**の部分を入力してください。 ※他は未記入で申請完了しました。

特に「はい・いいえ」の問答はこの通り○をしましょう。(個人の方は一部違います。)

## 税務署の担当者に質問して分かった事

- ・仕入先は既存の仕入先に限ります。現在取り引きのある仕入先(酒販店)からのみ購入して販売が可能。
- ・通信販売は不可。ウーバーイーツなどのデリバリー (注) ならOK。
- ・瓶のままでも「量り売り」での販売も可能。「詰め替え」での販売は別途届け出が必要。

「詰め替え」というのは、予め 1.8 瓶などから小瓶に移し替えて用意しておく販売形式です。

↑ 来客前に事前に移し替えておくのは NG です。

「量り売り」というのは、来店後にお客様がお酒を選び、その場で移し替えて販売する形式です。

基本的にはお客様が持参した容器にその場で移し替えるのが量り売りですが、お店で用意した容器を買って頂いてそれに移し替えることも可能です。その場合は容器代+酒代で請求します。

量り売りの場合、ラベル・表示等は不要です。

(注) デリバリーの場合は基本的に未開封のもの。小分けにすると「詰め替え」となり届け出が必要です。

酒類販売業免許申請書(e-1)チェック表  
(期限付酒類卸売・小売業免許の申請)

酒税

## 《販売業免許申請書次葉及び添付書類》

記載事項	確認事項	備考	確認
販売業免許申請書次葉1 (販売場の敷地の状況)	建物の全体図に、申請販売場の位置が明示されているか		
販売業免許申請書次葉2 (建物等の配置図)	・申請販売場と一体として機能する倉庫等は明示されているか ・酒類の標識の掲示、陳列場所における表示は明示されているか		
販売業免許申請書次葉3 (事業の概要)	店舗等の広さ、什器備品等について記載漏れはないか		
販売業免許申請書次葉6 (「酒類の販売管理の方法」に関する取組計画書)	酒類販売管理者の選任予定者の氏名及び年齢等が記載されているか		
酒類販売業免許の免許要件誓約書	・誓約事項に漏れはないか ・誓約すべき者に漏れはないか(申請者、申請法人の監査役を含めた役員全員、申請者の法定代理人及び申請販売場の支配人)	注1	
住民票の写し	・マイナンバー(個人番号)の記載がないものではないか ・法人については法人の登記事項証明書及び定款の写し	注2	
契約書等の写し	土地、建物、設備等が賃貸借の場合は賃貸借契約書等の写し、建物が未建築の場合は請負契約書の写し(土地の場合、土地の権利関係の写し、その他土地、建物、設備等が自己の所有に属しない場合、確実に使用できることが認められる書類)	注3	
地方税の納税証明書	・都道府県及び市区町村が発行する納税証明書(未納税額がない旨及び2年以内に滞納処分をされていない旨)の写しを添付しているか ・法人については、証明事項に「地方法人特別税」を含めているか	注4	
その他参考となるべき書類	次の書類が添付されているか (1) 販売場を設置しようとする場所及びその催物についての説明書 (2) 既免許者でない場合には申請販売場における酒類小売業廃止の際の手持酒類の処分方法及びその引渡先の酒類製造業者又は酒類販売業者の引取確約書等	注5 注6	
免許申請書チェック表	・確認欄に○印を付して確認しているか ・省略した書類について斜線を引いているか		

※ 「確認」欄には、作成した添付書類について、それぞれの確認事項及び添付を確認し、○印(提出しなくても良いもの又は該当がないものについては、確認欄に斜線を引いてください。)を記載してください。

(注) 1 ①申請者が法人の場合には役員等の誓約事項は代表者が一括して行うことができる。

②申請者が、申請販売場を管轄する税務署管内に既免許販売場を有している場合には添付を省略することができる。

2 申請者が、既存の酒類製造業者又は酒類販売業者である場合には添付を省略することができる。

3 販売場を設置しようとする場所に係る、使用(営業)の許可書の写しに代えることができる。

4 申請者が法人の場合には本店所在地、個人の場合は住所地の都道府県及び市区町村から交付を受けたもの。なお、既存の酒類販売業者である場合には添付を省略することができる。

5 「販売場を設置しようとする場所及びその催物についての説明書」については、同一会計年度における当初の申請書には必ず添付することとし、その後の申請に当たっては、添付した書類の内容に変更がない場合に限り、添付を省略することができる。

6 本表に掲げる書類のほか、税務署長が審査段階で必要と認めた書類については、別途提出を求める場合がある。

## 酒 類 販 売 業 免 許 申 請 書

( 収 受 印 )		整理番号 ※	
令和 年 月 日  税務署長 殿	申 請 者	(住所) 〒 - <b>会社の住所</b>	(電話) <b>会社の</b> 局 <b>電話番号</b> 番
		(氏名又は名称及び代表者氏名) (ふりがな) <b>会社名 役職 代表者氏名</b> <span style="float: right;"><b>会社の実印</b></span>	
酒類の販売業免許を受けたいので、酒税法第9条第1項の規定により関係書類を添付して下記のとおり申請します。 記			
販 売 場 の 所 在 地 及 び 名 称	(地 番)  (詳細は別添図面のとおりに)		
	(住居表示) 〒 - <b>店舗の住所</b>		
	(ふりがな) (名 称) (電 話) <b>店舗名</b> <b>店舗の電話番号</b>		
業 態	<input type="checkbox"/> 一般酒販店 <input type="checkbox"/> コンビニエンスストア <input type="checkbox"/> スーパーマーケット <input type="checkbox"/> 百貨店 <input type="checkbox"/> 量販店 <input type="checkbox"/> 業務用卸主体店 <input type="checkbox"/> ホームセンター <input type="checkbox"/> ドラッグストア <input checked="" type="checkbox"/> その他 ( )		
酒類販売管理者 の選任(予定)	(ふりがな) (名 称) (氏名) <b>社長や店長 の名前でOK</b>	〔 役職、申請者との関係、生年月日等 <b>役職、生年月日</b> 〕	
申請する販売業 免許等の種類			
販売しようとする酒類の品目の 範囲及び 販売方法	<b>ビール、清酒、本格焼酎、ワイン、リキュール、スピリッツ</b> ※記載しておいて損はないので全部記載しておくと思います。		
臨時販売場の 開設区分		臨時販売場の 開設期間	令和 年 月 日から 令和 年 月 日まで
申 請 の 理 由			
既に有している 主たる酒類 販売場の明細	所在地		
	名 称	所轄税務署名	税務署
受理番号	※	審査順位	※
申請書入力	※ ( 月 日 )	※	※
		局署番号	※
		※	※

販売場の敷地の状況

(所在地) **店舗の住所**

-----

**店舗の位置が分かる  
Google マップを印刷し  
て添付**

(注) 申請販売場が建物の一部である場合は、建物の全体図（申請販売場のある階の部分）に、その位置を明示してください。

建物等の配置図（建物の構造を示す図面）

**店舗の図面**

うちは営業許可証と一緒にあった  
図面をコピーして貼りました。

※4/13 追記

標識の掲示場所としてレジカウンター、  
（20歳未満の方には…というやつ）  
商品の陳列場所として冷蔵ショーケース  
に○を付けて明示しておきましょう。

（注）申請販売場と一体として機能する倉庫等についても明示してください。  
標識の掲示、酒類の陳列場所における表示を明示してください。

## 事業の概要（販売設備状況書）

区 分	数量等
(1) 敷 地 （自己所有・借地）	m <sup>2</sup>
(2) 建 物 （自己所有・借用） （令和 年 月 日完成予定）	m <sup>2</sup>
イ 店 舗	○ m <sup>2</sup>
ロ 事務所	m <sup>2</sup>
ハ 倉 庫	m <sup>2</sup>
ニ 駐 車 場	m <sup>2</sup>
ホ	
へ	
(3) 車両運搬具 （自己所有・借用）	
イ	台
ロ	
ハ	
ニ	
(4) 什器備品 （自己所有・借用）	
イ レジ	○ 台
ロ 冷蔵庫	○ 台
ハ	↑
ニ	これだけ書いてあれば大丈夫です。
ホ	
へ	
ト	
チ	
リ	
ヌ	
(5) 従業員	○ 人

平常時ではなく現在の  
人数で良いそうです。

（注）賃貸借がある場合には契約書等の写し、建築中の場合は請負契約書等の写し、  
農地の場合は農地転用許可にかかる証明書等の写しを添えてください。

「酒類の販売管理の方法」に関する取組計画書					
(酒類販売管理者の選任予定者) <b>3ページ目と同じ名前</b> (年齢: ○ 歳)		(酒類小売販売場の所在地及び名称)			
(酒類販売管理研修の受講予定等) 受講日又は受講予定日: 平成・令和 年 月 日 研修実施団体:		(店舗全体の面積) ㎡	(営業時間) 時 分 ~ 時 分・24時間 (定休日: )		
		(酒類売場の面積) ㎡			
(酒類販売管理者に代わる責任者(予定者)の人数及び氏名等) 総数: 名					
氏 名 (年齢)	指名の基準	氏 名 (年齢)	指名の基準	氏 名 (年齢)	指名の基準
○○○○ (○ 歳)		( 歳)		( 歳)	
<b>管理者不在の時の代理人</b>					
(注)「指名の基準」欄には、次の《責任者の指名の基準》のいずれかに該当する番号を記載してください。 《責任者の指名の基準》 以下(1)~(7)に掲げるいずれかに該当する場合には、当該販売場において酒類の販売業務に従事する者の中から酒類販売管理者に代わる者を責任者として必要な人数を指名し、配置してください。 (1) 夜間(午後11時から翌日午前5時)において、酒類の販売を行う場合(成年者の指名をお願いします。) (2) 酒類販売管理者が常態として、その選任された販売場に長時間(2~3時間以上)不在となることがある場合 (3) 酒類売場の面積が著しく大きい場合(100平方メートルを超えるごとに、1名以上の責任者を指名) (4) 同一建物内において酒類売場を設置している階が複数ある場合(酒類販売管理者のいない各階ごとに、1名以上の責任者を指名) (5) 同一の階にある複数の酒類売場が著しく離れている場合(20メートル以上離れている場合) (6) 複数の酒類売場が著しく離れていない場合であっても、同一の階において酒類売場の点在が著しい場合(3箇所以上ある場合) (7) その他酒類販売管理者のみでは酒類の適正な販売管理の確保が困難と認められる場合					
(申請する免許の条件) 1: 卸売業 2: 小売業(卸小売兼業を含む) <b>3: 期限付小売業</b> (免許期間の開始希望日: 令和 年 月 日)					
(小売販売場の業態等の区分) 1: 一般酒販店(酒屋、酒類専門店等) 2: コンビニエンスストア 3: スーパーマーケット 4: 百貨店 5: 1~4以外の量販店(ディスカウントストア等) 6Ⓐ: 業務用卸主体店 6Ⓑ: ホームセンター・ドラッグストア 6Ⓒ: その他( ) ※「6Ⓒ: その他」については、具体的に記載してください。					
酒類の販売業免許の申請書の記載事項である「酒類の販売管理の方法」については、本様式に記載する方法によるものとします。					
項 目		区 分	※ 税務署整理欄 (実態確認状況)		
酒類販売管理者関係	1 酒類の販売業務を開始するときまでに、酒類販売管理研修を過去3年以内に受けた者の中から酒類販売管理者を選任する。	<input checked="" type="radio"/> はい <input type="radio"/> いいえ	<input type="checkbox"/> 適 <input type="checkbox"/> 不適		
	2 公衆の見やすい場所(通信販売を行う場合は、カタログ等(インターネットを含む))に、酒類販売管理者の氏名や酒類販売管理研修の受講実績等を記載した標識を掲示する。	<input checked="" type="radio"/> はい <input type="radio"/> いいえ	<input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無		
二十歳未満の者の飲酒防止関係	1 20歳未満と思われる者に対して、身分証明証等により年齢確認を行う。	<input checked="" type="radio"/> はい <input type="radio"/> いいえ	<input type="checkbox"/> 適 <input type="checkbox"/> 不適		
	2 20歳未満の者の飲酒防止に関するポスターを掲示する。	<input checked="" type="radio"/> はい <input type="radio"/> いいえ	<input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無		
	3 「その他の取組」の概要	【※上記以外の取組をしている場合にその内容を具体的に記載してください。 (例)「レジに啓発のためのグッズ等を置く」、「レジ袋に20歳未満の者の飲酒防止啓発のための表示をする」等】			

二十歳未満の者の飲酒防止に関する表示基準の実施予定	1 酒類の陳列場所を設けて販売する。	<input checked="" type="radio"/> はい <input type="radio"/> いいえ	
	(1) 消費者が酒類に触れられない状態に置き、手渡して販売する。	<input checked="" type="radio"/> はい <input type="radio"/> いいえ	
	(2) 酒類と他の商品との売場を壁や間仕切り等で分離又は区分する。	<input checked="" type="radio"/> はい <input type="radio"/> いいえ	<input type="checkbox"/> 適 ( <input type="checkbox"/> 分離・ <input type="checkbox"/> 区分 ) <input type="checkbox"/> 不適
	(3) 酒類の陳列場所に、表示基準に則って「酒類の売場である」又は「酒類の陳列場所である」旨の表示を行う。	<input checked="" type="radio"/> はい <input type="radio"/> いいえ	<input type="checkbox"/> 適 <input type="checkbox"/> 不適
	(4) 酒類の陳列場所に、表示基準に則って「20歳以上の年齢であることを確認できない場合には酒類を販売しない」旨の表示を行う。	<input checked="" type="radio"/> はい <input type="radio"/> いいえ	<input type="checkbox"/> 適 <input type="checkbox"/> 不適
	2 酒類の通信販売（インターネットを含む）を行う。 (注) 1 この表示基準でいう「通信販売」とは、「通信販売酒類小売業免許」を付与されて行うものに限らず、一般酒類小売業者が免許条件の範囲内で行う通信販売を含み、商品の内容・価格などをカタログ、新聞折込チラシなどで提示し、郵便、電話、ファックスなどの方法で注文を受けて行う販売をいいます。 2 「いいえ」に「○」を付した方は、次の(1)及び(2)の記載は不要です。	<input type="radio"/> はい <input checked="" type="radio"/> いいえ	
	(1) 酒類の通信販売（インターネットを含む）における広告、カタログ、申込書、納品書等に、表示基準に則って「20歳未満の者に対しては酒類を販売しない」旨の表示を行う。	<input type="radio"/> はい <input type="radio"/> いいえ	<input type="checkbox"/> 適 <input type="checkbox"/> 不適
	酒類の購入申込書等に年齢記載欄を設ける。	<input type="radio"/> はい <input type="radio"/> いいえ	<input type="checkbox"/> 適 <input type="checkbox"/> 不適
	(2) 酒類の配達を行う旨のチラシに「20歳未満の者に対しては酒類を販売しない」旨の表示を行う。	<input type="radio"/> はい <input type="radio"/> いいえ	<input type="checkbox"/> 適 <input type="checkbox"/> 不適
	3 酒類の自動販売機を設置しない。	<input checked="" type="radio"/> はい <input type="radio"/> いいえ	<input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無

※ 以下は、酒類の自動販売機を設置する予定がない場合には記載する必要はありません。

《酒類の自動販売機に対する表示基準の実施予定》

順 号						※ 税務署整理欄 (実態確認状況)
自動販売機の設置予定年月	令 年 月	令 年 月	令 年 月	令 年 月	令 年 月	
自動販売機の種類	改良型・改良型以外	改良型・改良型以外	改良型・改良型以外	改良型・改良型以外	改良型・改良型以外	
自動販売機の設置位置	店内・店外	店内・店外	店内・店外	店内・店外	店内・店外	
二十歳未満の者の飲酒防止に関する表示基準の実施予定	20歳未満の者の飲酒は禁止されている旨	有・無	有・無	有・無	有・無	<input type="checkbox"/> 適 <input type="checkbox"/> 不適
	免許者の氏名又は名称	有・無	有・無	有・無	有・無	<input type="checkbox"/> 適 <input type="checkbox"/> 不適
	酒類販売管理者の氏名	有・無	有・無	有・無	有・無	<input type="checkbox"/> 適 <input type="checkbox"/> 不適
	連絡先の所在地及び電話番号	有・無	有・無	有・無	有・無	<input type="checkbox"/> 適 <input type="checkbox"/> 不適
	販売停止期間	有・無	有・無	有・無	有・無	<input type="checkbox"/> 適 <input type="checkbox"/> 不適
販売停止等のためのタイマーの設置の有無	有・無	有・無	有・無	有・無	有・無	<input type="checkbox"/> 適 <input type="checkbox"/> 不適
セレクトボタン部分への酒類である旨の表示の有無	有・無	有・無	有・無	有・無	有・無	<input type="checkbox"/> 適 <input type="checkbox"/> 不適

## 酒類販売業免許の免許要件誓約書

\_\_\_\_ 税務署長 殿

申請（申出・申告） 販売場の所在地及び 名称	
------------------------------	--

申請（申出・申告）者が個人の場合

私（及び法定代理人）の免許の要件について、別紙1及び2のとおり誓約します。  
なお、この誓約内容に偽りがあった場合、酒税法の規定により、その事実が①審査段階で判明したときは拒否処分、②免許取得後に判明したときは免許の取消処分を受けることがあることを承知しています。

令和 年 月 日

(申請（申出・申告）者の住所)  
(氏 名) 印

---

下記法定代理人は、誓約内容を確認しているので、各法定代理人それぞれの誓約に代え、代表して誓約します。  
(法定代理人氏名)

令和 年 月 日

(法定代理人住所)  
(法定代理人氏名)  
(申請（申出・申告）者との関係) 印

申請（申出）者が法人の場合

当社及び役員等の免許要件について、別紙1及び2のとおり誓約します。  
なお、この誓約内容に偽りがあった場合、酒税法の規定により、その事実が①審査段階で判明したときは拒否処分、②免許取得後に判明したときは免許の取消処分を受けることがあることを承知しています。

令和 年 月 日

(申請（申出）者の所在地) **会社の住所** (法人代表者印)  
(名称及び代表者氏名) **会社名 役職 代表者名 会社の実印**

---

下記役員等は、誓約内容を確認しているので、各役員等それぞれの誓約に代え、代表して誓約します。  
(役職及び氏名)  
代表取締役 **代表者名**  
取締役  
取締役  
監査役  
支配人

令和 年 月 日

(名 称) **会社名** (代表者個人印)  
(代 表 者 氏 名) **役職 代表者名 個人印**

(別紙1及び2を添付して提出してください。)

誓 約 項 目		申請者等の誓約内容			順 号
		申 請 (申出) 者	役 員 等	法定代理人	
<b>1 酒税法10条1号から8号関係 (人的要件)</b>					—
1号関係	申請(申出・申告)者が酒税法(12条1、2、5、6号、13条、14条1、2、4号)の規定により免許を取り消されたことがない又はアルコール事業法の規定により許可を取り消されたことがない。 [上記で「いいえ」に○を付した場合] 申請(申出・申告)時において、免許又は許可を取り消された日から3年を経過している。	はい・いいえ	はい・いいえ	はい・いいえ	①
2号関係	申請(申出・申告)者が1号に該当する法人の業務執行役員をしていた者でその取消の日から3年を経過するまでの間の申請(申出・申告)でない。 ○ 酒類の製造者又は販売業者である法人が、酒税法(12条1、2、5、6号、13条、14条1、2、4号)の規定により免許を取り消された法人 ○ アルコール事業法の許可を受けた法人で、同法の規定により許可を取り消された法人	はい・いいえ (個人のみ)	はい・いいえ	はい・いいえ	②
3号関係	申請(申出・申告)者が未成年者のときに、その法定代理人が1、2、7、7の2、8号に該当しない。	はい・いいえ (個人のみ)			③
4号関係	申請(申出)者又は法定代理人が法人の場合にその役員が1、2、7、7の2、8号に該当しない。	はい・いいえ (法人のみ)		はい・いいえ (法人のみ)	④
5号関係	支配人が1、2、7、7の2、8号に該当する者でない。	はい・いいえ			⑤
6号関係	申請(申出・申告)者が免許の申請前2年以内において国税又は地方税の滞納処分を受けていない。	はい・いいえ			⑥
7号関係	国税等に関する法律の規定により罰金の刑に処せられ又は通告処分を受けたことがない。 [上記で「いいえ」に○を付した場合] 申請(申出・申告)時において、それぞれ、その刑の執行を終わり、若しくは執行を受けることがなくなった日又はその通告の旨を履行した日から3年を経過している。	はい・いいえ	はい・いいえ	はい・いいえ	⑦
7号の2 関係	未成年者飲酒禁止法若しくは暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律等の規定により、又は刑法等に定める一定の罪を犯したことにより、罰金の刑に処せられたことがない。 [上記で「いいえ」に○を付した場合] 申請(申出・申告)時において、その執行を終わった日又は執行を受けることがなくなった日から3年を経過している。	はい・いいえ	はい・いいえ	はい・いいえ	⑧
8号関係	禁錮以上の刑に処せられたことがない。 [上記で「いいえ」に○を付した場合] 申請(申出・申告)時において、その執行を終わった日又は執行を受けることがなくなった日から3年を経過している。	はい・いいえ (個人のみ)	はい・いいえ	はい・いいえ	⑨
【理由等】					
<b>2 酒税法10条9号関係 (場所的要件)</b>					—
申請販売場が取締上不適当と認められる場所でない。					
(1)	申請販売場が酒類の製造場、酒類の販売場、酒場、料理店等と同一場所でない。	はい・いいえ			⑩
(2)	申請販売場の申請者の営業が販売場の区画割り、専属の販売従事者の有無、代金決済の独立性その他販売行為において他の営業主体の営業と明確に区分されている。	はい・いいえ			⑪
【理由等】					

誓 約 項 目	申請者等の誓約内容			順 号
	申 請 (申出) 者	役 員 等	法 定 代 理 人	
<b>3 酒税法10条10号関係 (経営基礎要件)</b> (注) 酒税法10条10号関係の要件を充足するかどうかについては、次の事項から判断します。				—
(1) 申請 (申出) 者が、破産手続開始の決定を受けて復権を得ていない場合に該当しない。	はい/いいえ			⑫
(2) 事業経営のための経済的信用の薄弱、経営能力の貧困等経営の基礎が薄弱であると認められない。				—
イ 現に国税若しくは地方税を滞納していない。	はい/いいえ	はい/いいえ		⑬
ロ 申請 (申出) 前1年以内に銀行取引停止処分を受けていない。	はい/いいえ	はい/いいえ		⑭
ハ 最終事業年度における確定した決算に基づく貸借対照表の繰越損失が資本等の額を上回っていない。	はい/いいえ (法人のみ)	はい/いいえ		⑮
ニ 最終事業年度以前3事業年度の全ての事業年度において資本等の額の20%を超える欠損となっていない。	はい/いいえ (法人のみ)	はい/いいえ		⑯
ホ 酒税に関係のある法令に違反し、通告処分を受けていない又は告発されていない。	はい/いいえ	はい/いいえ		⑰
ヘ 建築基準法等の法令又は条例に違反しており、建物の除却又は移転を命じられていない。	はい/いいえ			⑱
ト 酒類の適正な販売管理体制を構築することができる。	はい/いいえ			⑲
(3) 申請 (申出) 者は、経験その他から判断し、適正に酒類の販売業を営むのに十分な知識及び能力を有すると認められる者又はこれらの者が主体となって組織する法人である。	はい/いいえ			⑳
(4) 申請 (申出) 者は、酒類の販売業を継続して行うために必要な所要資金を賄うに足りる所有資金等を有している。	はい/いいえ			㉑
(5) 酒類の販売業を継続して行うために必要な販売施設及び設備を有している又は必要な資金を有し免許を付与するまでに販売施設及び設備を有することが確実に認められる。	はい/いいえ			㉒
<b>【理由等】</b>				
<b>4 酒税法10条11号関係 (需給調整要件)</b> 酒税の保全上酒類の需給の均衡を維持する必要があるため、酒類の販売業免許を与えることが適当でないと認められる場合に当たらない。				—
(1) 設立の趣旨からみて、販売先が原則としてその構成員に特定されている法人又は団体でない。	はい/いいえ			㉓
(2) 酒場、旅館、料理店等酒類を取り扱う接客業者でない。	はい/いいえ			㉔
<b>【理由等】</b>				
<b>5 酒税法14条1号関係</b> 偽りその他不正の行為により、酒類の販売業免許を受けていない。	はい/いいえ			㉕
<b>6 酒税法14条3号関係</b> 2年以上引き続き、酒類の販売業を休業していない。	はい/いいえ			㉖